

平成28年7月1日

関係各位

佐世保市サッカー協会  
会 長 富村 健  
第3種委員長 荒木 義輝

2016-17シーズン 1stステージ 県北ユース(U-15)サッカーリーグ 実施要項

1 趣 旨

長崎県ユース(U-15)サッカーリーグ3部(地域リーグ)と位置づけ、佐世保市・平戸市・北松浦郡の3郡市F Aの協力を得て、県北ユース(U-15)サッカーリーグ〔以下、「県北リーグ」と表記〕を実施し、3郡市F A3に所属するチームによるリーグ戦をとおして、選手の競技力・指導者の指導力の向上と共に、県北地区のチーム力向上と親睦を深める。

2 共 催

佐世保市サッカー協会 平戸市サッカー協会 北松浦郡サッカー協会

3 主 管

佐世保市サッカー協会第3種委員会

4 協 賛

(株)ミカサ

5 日程・会場

平成28年9月～平成29年3月

日 程	ディビジョン3		ディビジョン2		ディビジョン3	
	節	会 場	節	会 場	節	会 場
9/10(土)	第1節	小佐々A	第1節	北 部	第1節	小佐々B
9/24(土)	第2節	小佐々A	第2節	北 部	第2節	小佐々B
10/1(土)	第3節	小佐々A	第3節	北 部	第3節	小佐々B
10/15(土)	第4節	平戸地区	第4節	北 部	第4節	総 合
10/29(土)	第5節	小佐々A	第5節	平戸地区	第5節	小佐々B
11/3(祝)	第6節	小佐々A	第6節	北 部	第6節	小佐々B
11/5(土)	第7節	小佐々A	第7節	北 部	第7節	小佐々B
11/12(土)	第8節	小佐々A	第8節	北 部	第8節	小佐々B
11/19(土)	第9節	小佐々A	第9節	北 部	第9節	小佐々B
12/23(祝)	第10節	小佐々A	第10節	北 部	第10節	小佐々B

1/14 (土)	第11節	小佐々A	第11節	北 部	第11節	小佐々B
1/21 (土)	第12節	小佐々A	第12節	北 部	第12節	小佐々B
1/28 (土)	第13節	小佐々A	第13節	北 部	第13節	小佐々B
2/11 (祝)	第14節	小佐々A	第14節	北 部	第14節	小佐々B
2/18 (土)	第15節	小佐々A	第15節	北 部	第15節	小佐々B
2/25 (土)	第16節	小佐々A	第16節	北 部	第16節	小佐々B
3/4 (土)	第17節	小佐々A	第17節	北 部	第17節	小佐々B
3/18 (土)	第18節	小佐々A	第18節	北 部	第18節	小佐々B
3/18 (土) 17:00 集計締切 → 18:30 より代表者会議 ※ 2016-17 1st の結果確認・2016-17 2nd の打合せ [総合Gミーティングルーム予定]						

※3部は参加チームによって、日程変更の可能性あり

## 6 参加資格 [シーズン共通]

- 1) (公財)日本サッカー協会の第3種に登録し、かつ佐世保市・平戸市・北松浦郡サッカー協会の所属チームであること。
- 2) チームに審判員(4級以上)が帯同していること。
- 3) スポーツ障害保険に加入していること。
- 4) リーグ運営に協力でき、リーグを優先して試合実施ができること。
- 5) 代表者会議に参加できること。

## 7 運営方法 [シーズン共通]

- 1) 3郡市FA3委員長の下に「県北ユース(U-15)サッカーリーグ事務局[以下、「県北リーグ事務局」と略す]」を設置し、次のとおりとする。
  - ① 3郡市FA3委員長の協議の上、指名された1名が年間(年度)を通じて「リーグ担当」(事務局)となる。
  - ② ステージ毎(1stステージ/2ndステージ)に各ディビジョンの参加チームの中から1名がディビジョン担当(1部/2部/3部)となる。
  - ③ 県北リーグ事務局の構成メンバーは、3郡市FA3委員長、佐世保市FA3メンバー(副委員長・技術委員長・審判委員長・総務委員長)、県北リーグ担当、ディビジョン担当とする。
  - ④ 規律委員会は3郡市FA3委員長・佐世保市FA3審判委員長・リーグ担当・ディビジョン担当とする。
  - ⑤ ステージ毎に収支決算報告書を作成し、残金を残さない。
- 2) 総当たりのリーグ戦とし、次のとおりとする。
  - ① 3ディビジョン制(1部:10チーム、2部:10チーム、3部:10チーム以内)を導入する。
  - ② 2ステージ制(1stステージ:2回戦総当たり/2ndステージ:1回戦総当たり)を導入する。

- ③ シーズンは9月開幕－8月閉幕（9月～11月に1stステージ総当たり1回戦目／12月～3月に1stステージ総当たり2回戦目／4月～8月：2rdステージ）とする。
- ④ 1stステージの順位をもとに、2ndステージの入替を行う。
- ⑤ 2rdステージの順位をもとに、次シーズンの入替を行う。
- 3) 1stステージ1回戦目の1部1位チームに県リーグ入替戦への出場の権利と義務を与える。
- 4) 佐世保市・北松浦郡FA所属かつ中体連チームにおいて、1stステージ総当たり1回戦目の1部上位チームに、県リーグ参入チームに次ぐ佐世保市中学校新人大会のシード権を与える。ただし、シード枠が県リーグ参入チームで満たされる場合は県北リーグ参加チームにシード権はない。【佐世保市中学校体育連盟サッカー競技と確認済】
- 5) 佐世保市・北松浦郡FA所属かつ中体連チームにおいて、1stステージ（2回戦総当たり）の1部上位チームに、佐世保市中学校体育大会サッカー競技のシード権を県リーグ参入チームに次いで与える。ただし、シード枠が県リーグ参入チームで満たされる場合は県北リーグ参加チームにシード権はない。【佐世保市中学校体育連盟サッカー競技と確認済】
- 6) 2ndステージの1部1位チームを「県北リーグシーズンチャンピオン」とする。
- 7) ディビジョンの入替は次のとおりある。
  - ① 上位ディビジョンの下位2チームと下位ディビジョンの上位2位チームを自動入替とする。
  - ② 上位ディビジョンへの昇格を望まないチーム、または、下位ディビジョンへの降格を希望するチーム等の申し出がある場合は次の順で意志確認を行い、代表者会議で昇格・残留を決定する。「下位ディビジョンの3位昇格」→「上位ディビジョンの9位残留」→「下位のディビジョンの4位昇格」→「上位ディビジョンの10位残留」→「下位ディビジョンの5位昇格」→…
  - ③ 県リーグからの降格チームがある場合は、ディビジョン2からの昇格チーム数を減らす。ただし、ディビジョン2から1チームも昇格できなくなる場合には、ディビジョン1からの降格チーム数を増やし、下位ディビジョンから1チーム昇格させる。
  - ④ ステージ途中からの参加（オープン参加含む）は一切認めない。

## 8 競技方法 [シーズン共通]

- 1) 2016/17日本サッカー協会制定「日本サッカー協会競技規則」及び本リーグ申合せ事項を適用する。
- 2) 使用ユニフォームはユニフォーム規定に基づいたものを着用すること。
- 3) 選手の交代は自由とし、再入場も認めるが、試合の進行を妨げないこと。
- 4) **1stステージにおける3年生（U-15）の起用はしないことを原則とする。**
- 5) 2ndチーム等で、県リーグ・上位ディビジョンに出場した選手は出場することができない。
- 6) 試合時間、次のとおりとする。
  - ① ディビジョン1    35-10-35   （延長・PKなし）
  - ② ディビジョン2    35-10-35   （延長・PKなし）
  - ③ ディビジョン3    30- 5-30   （延長・PKなし）
- 7) 勝点は、勝利3点／引分け1点／敗戦0点とし、次の順によって順位を決定する。

- ① 勝点
- ② 得失点差
- ③ 総得点
- ④ 当該チーム間の対戦成績（A勝点／B得失点差／C総得点）
- ⑤ 抽選

- 8) 不戦勝は5－0とし、最終案内の実施日に試合ができなかったチームを負けとする。
- 9) 中止の場合は、勝ち点なしの引き分けとする。
- 10) ステージ途中で離脱（棄権）するチームが出た場合は、そのチームの全試合を無効とする。
- 11) 警告累積2回で、次の1試合が出場停止とする。
- 12) 退場者は自動的に、次の試合に出場できない。その後の処分については、規律委員会の裁定に従うこと。（県3部リーグという位置づけのため、県レベルの大会には処分が及ぶ可能性がある。）
- 13) 警告・退場を受けた選手については、各監督が責任を持ってその後の指導にあたる。
- 14) 累積警告は次ステージや次シーズンに持ち越さない。
- 15) マナー・運営協力等に著しく反するチームも規律委員会の対象とする。

## 9 表彰 [シーズン共通]

ディビジョン1／2の上位2位の4チームずつを表彰する。

## 10 参加費

10,000円

## 11 代表者会議

1) 日時 平成28年8月20日（土） 18：30

2) 場所 佐世保市総合グラウンド ミーティングルーム

※県北リーグに参加を希望するチーム（新規含む）は、最低1名参加とする。

## 12 問合せ

総務：野方 健治 E-mail ■■■■■■■■■■

## 13 その他

- ① 本リーグに関する情報は「佐世保市サッカー協会第3種委員会HP」に公開する。
- ② 「GoalNote クラウド」にて日程・結果／順位表／戦績表を管理・公開する。
- ③ 「らくらく連絡網」にて日程調整や連絡を行う。（参加チームは最低1名を登録すること）
- ④ 「運営マニュアル」「申合せ事項」に則って運営すること。